## <過去のお知らせ>

5GHz帯無線アクセスシステムに関する照会相談業務の開始及び テレビジョン放送番組中継用固定局に係る照会相談業務対象バンドの 追加について

当会では、電波法第102条の17に基づき総務大臣から電波有効利用促進センターの指定を受け、混信に関する調査その他無線局の開設、周波数の指定の変更等に際して必要とされる事項について、照会及び相談に応じる照会相談業務を実施しておりますが、この度、5GHz帯無線アクセスシステムに関する照会相談業務の開始及びテレビジョン放送番組中継用固定局に係る照会相談業務対象バンドの追加を実施することとしましたのでお知らせします。

記

- 1. 新たに対象とする業務
  - (1) 5GHz帯無線アクセスシステム
  - (2) AバンドからGバンドを使用するテレビジョン放送番組中継用固定局
- 2. 開始日

平成15年4月1日

- 3. 経費
  - (1) 5GHz帯無線アクセスシステム別表1の5GHz帯無線アクセスシステムの項参照
  - (2) AバンドからGバンドを使用するテレビジョン放送番組中継用固定 局に係わるバンドの追加 別表2の片方向回線の項参照
- 4. 申认先

100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-4-1 日土地ビル 14F 社団法人 電波産業会 利用促進部

- 5. 申込方法等の問合せ先
  - (1) 電話等による問合せ

電話 03-5510-8591 (5G無線アクセス/放送 担当:赤沼)

FAX 03-3592-1103